

入学料免除・徴収猶予申請について ～本学独自制度申請者用～

学部学生（新制度対象外）編

新潟大学

本学は、令和2年度から開始された「高等教育の修学支援新制度」（以下、「新制度」という。）の対象機関であり、日本学生支援機構の給付奨学金（以下、「給付奨学金」という。）制度により、入学料・授業料の免除を実施しています。

学部学生のうち、新制度の対象とならない者は、原則として入学料免除を受けることはできませんが、以下に該当する者に限り、本学独自の制度による入学料免除を利用することができます（制度利用の要件は一部限定されています）。

○特定の災害により被害を受けた者【特定災害枠】

また、入学料の徴収猶予についても、以下に該当する者に限り、本学独自の制度を利用することができます。

○経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者

○入学前1年以内において、日本在住の学資負担者が死亡したことにより、納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる者

○入学前1年以内において、本学に入学する者若しくは学資負担者が日本国内で風水害等の災害を受けたことにより、納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる者

※入学料を納付すると入学料免除または徴収猶予の対象から外れますので、ご注意ください（ただし、入学料納入後、風水害等の災害により被害を受けた等の特別な事情がある場合は対象となる場合があります）。

1. 入学料免除・徴収猶予の申請手続

入学料免除・徴収猶予を申請する者は、入学料を納入せず、所定の期間内に申請手続を不足なく行ってください。申請手続を不足なく行うことにより、免除結果が確定するまでの期間、入学料の徴収が猶予されます。

必要書類は、「入学手続時」と「入学手続後」の2回に分けて、本学に提出する必要があります。「令和7年度後期分授業料免除、徴収猶予」の申請予定の有無によって、提出書類の内容や提出時期等が異なりますので、下記及び入学手続案内を確認の上、必要書類の準備、提出をしてください。

※入学料免除【特定災害枠】に申請を希望する者は、必ず「特定災害枠入学料免除申請要項」を確認し、要項に従って申請してください。

《令和7年度後期分授業料免除、徴収猶予の申請予定がない場合》

入学予定の学部によっては、下記の【「入学時」提出書類】と【「入学後」提出書類】の提出の前に、入学時専用サイトにおける授業料免除・徴収猶予申請に係る操作が必要となります。予め入学時案内を確認した上で、授業料免除・徴収猶予の申請時を進めてください。なお、入学時案内で入学時専用サイトの操作を求められていない場合は、【「入学時」提出書類】と【「入学後」提出書類】の提出のみで申請時が完了します。

【申請時手順】

- ①授業料を納入せず、以下の【「入学時」提出書類】を入学時期間内にその他の入学時書類に同封し、入学予定の学部学務係に提出する。
- ②以下の【「入学後」提出書類】を令和7年10月8日（水）までに学務部学生支援課奨学支援係まで郵送により提出する。

【「入学時」提出書類】

1	授業料免除・徴収猶予申請書（別記様式第1号）
2	授業料免除・徴収猶予提出書類確認票

提出期間：入学時期間内に限る。

提出方法：その他の入学時書類に同封して入学予定の学部学務係に提出してください。

※入学時期間は、入試形態等により異なりますので、入学時案内で確認してください。

※上記提出書類は、本学ホームページよりダウンロード及び印刷してください。

【「入学後」提出書類】

1	家庭調書
2	「授業料免除・徴収猶予申請必要書類一覧」に記載のある各種証明書類

提出期限：令和7年10月8日（水）まで

提出方法：「4. 問い合わせ先」まで郵送（記録の残る方法（簡易書留、レターパック等））により提出してください。

封筒には、「授業料免除申請書類在中」と赤字で記入してください。

※上記提出書類は、本学ホームページよりダウンロード及び印刷してください。

《令和7年度後期分授業料免除、徴収猶予の申請予定がある場合》

授業料免除及び徴収猶予と併せて、令和7年度後期分授業料免除及び徴収猶予に

申請予定である場合、入学料免除・徴収猶予の申請手続における【「入学手続後」提出書類】（家庭調書等）の提出を省略することができますが、授業料免除、徴収猶予申請手続（申請情報入力、申請書類の提出）を所定の期間内に不足なく完了する必要があります。

詳細については、本学ホームページ掲載の「授業料免除及び徴収猶予制度」を必ず確認してください。【特定災害枠】申請希望者は、【特定災害枠】申請者用の内容を確認してください。（※令和7年9月上旬本学ホームページ掲載予定）

【申請手続手順】

- ①入学料を納入せず、以下の【「入学手続時」提出書類】を入学手続期間内にその他の入学手続書類に同封し、入学予定の学部学務係に提出する。
- ②本学ホームページ掲載の「授業料免除及び徴収猶予制度」を確認し、授業料免除、徴収猶予申請手続（申請情報入力、申請書類の提出）を所定の期間内に不足なく完了させる。

【「入学手続時」提出書類】

1	入学料免除・徴収猶予申請書（別記様式第1号）
2	入学料免除・徴収猶予提出書類確認票
3	《令和7年度後期分授業料免除・徴収猶予申請者のみ》授業料免除・徴収猶予申請希望調査票

提出期間：入学手続期間内に限る。

提出方法：その他の入学手続書類に同封して入学予定の学部学務係に提出してください。

※入学手続期間は、入試形態等により異なりますので、入学手続案内で確認してください。

※上記提出書類（希望調査票を除く）は、本学ホームページよりダウンロード及び印刷してください。

【「入学手続後」の必要手続】

本学ホームページ掲載の「授業料免除及び徴収猶予制度」を確認し、授業料免除、徴収猶予申請手続（申請情報入力、申請書類の提出）を所定の期間内に不足なく完了させてください。

（参考：授業料免除、徴収猶予申請手続期間）

○申請情報入力（登録）期間：令和7年10月1日（水）～10月10日（金）（予定）

○申請書類提出期間：令和7年10月14日（火）～10月24日（金）（予定）

（新潟大学ホームページ）

掲載場所：本学ホームページ＞学生生活・就職＞学費・経済支援制度＞学費＞授業料免除及び徴収猶予制度＞令和7年度後期分授業料免除・徴収猶予申請要項

（<https://www.niigata-u.ac.jp/campus/economic/tuition/tuition-exception/>）



2. 結果通知

免除等の結果は、令和7年12月中旬頃に学務情報システムで通知する予定です。不採用または半額免除の場合は、その旨を告知された日から起算して30日以内に、指定された金額の入学料を納入していただきます。また、徴収猶予を許可された者の入学料の納入期限は、令和8年3月10日（火）です。

期限までに納入しない場合は、本学学則の規定により除籍となりますので、本学からの判定結果と入学料納入に係る通知の内容に従って、対応をしてください。

3. その他

入学後に給付奨学金の申請を予定している者は、事前に必ず、申込資格や基準について確認してください。

※新制度（給付奨学金）は、学力基準、家計基準（収入基準及び資産基準）、大学等への入学時期等に関する要件、在留資格等に関する要件の全てを満たす場合に採用となります。対象者の選考基準や申込資格については、以下のURL等をご確認ください。

- ・日本学生支援機構ホームページ

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/shikaku/zaigaku.html>



- ・進学資金シミュレーター（日本学生支援機構ホームページ）

<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>



⇒収入基準に該当するかおおよその確認ができます。

進学資金シミュレーター → シミュレーションする → 奨学金シミュレーション
→ 給付・貸与シミュレーション（保護者の方向け）の順に進んでください。

- ・文部科学省ホームページ

<https://www.mext.go.jp/kyufu/student/daigaku.html>



4. 問い合わせ先

〒950-2181 新潟市西区五十嵐2の町 8050 番地

新潟大学学務部学生支援課奨学支援係（総合教育研究棟A棟1階学生支援課1番窓口）

電話：025-262-6089 E-mail：menjyo@adm.niigata-u.ac.jp

電話及び窓口対応時間：8時30分～17時15分（平日のみ）

本学ホームページにも入学料免除及び徴収猶予関係情報を掲載しています。

<https://www.niigata-u.ac.jp/campus/economic/tuition/admission-exception/>



入学料免除・徴収猶予申請について ～本学独自制度申請者用～

学部学生（私費外国人留学生）編

新潟大学

本学は、令和2年度から開始された「高等教育の修学支援新制度」（以下、「新制度」という。）の対象機関であり、日本学生支援機構の給付奨学金（以下、「給付奨学金」という。）制度により、入学料・授業料の免除を実施しています。

私費外国人留学生は新制度の対象となりませんので、原則として入学料免除を受けることはできませんが、以下に該当する者に限り、本学独自の制度による入学料免除を利用することができます（制度利用の要件は一部限定されています）。

- 入学前1年以内において、日本在住の本学に入学する者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡したことにより、入学料の納付が著しく困難であると認められる者
- 入学前1年以内において、本学に入学する者もしくは学資負担者が日本国内で風水害等の災害を受けたことにより、入学料の納付が著しく困難であると認められる者
- 特定の災害により被害を受けた者【特定災害枠】

また、入学料の徴収猶予についても、以下に該当する者に限り、本学独自の制度を利用することができます。

- 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
- 入学前1年以内において、日本在住の学資負担者が死亡したことにより、納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる者
- 入学前1年以内において、本学に入学する者若しくは学資負担者が日本国内で風水害等の災害を受けたことにより、納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる者

※入学料を納付すると入学料免除または徴収猶予の対象から外れますので、ご注意ください（ただし、入学料納入後、風水害等の災害により被害を受けた等の特別な事情がある場合は対象となる場合があります）。

1. 入学料免除・徴収猶予の申請手続

入学料免除・徴収猶予を申請する者は、入学料を納入せず、所定の期間内に申請手続を不足なく行ってください。申請手続を不足なく行うことにより、免除結果が確定

するまでの期間、入学料の徴収が猶予されます。

必要書類は、「入学手続き時」と「入学手続き後」の2回に分けて、本学に提出する必要があります。「令和7年度後期分授業料免除、徴収猶予」の申請予定の有無によって、提出書類の内容や提出時期等が異なりますので、下記及び入学手続き案内を確認の上、必要書類の準備、提出をしてください。

※入学料免除【特定災害枠】に申請を希望する者は、必ず「特定災害枠入学料免除申請要項」を確認し、要項に従って申請してください。

《令和7年度後期分授業料免除、徴収猶予の申請予定がない場合》

入学予定の学部によっては、下記の【「入学手続き時」提出書類】と【「入学手続き後」提出書類】の提出の前に、入学手続き専用サイトにおける入学料免除・徴収猶予申請に係る操作が必要となります。予め入学手続き案内を確認した上で、入学料免除・徴収猶予の申請手続きを進めてください。なお、入学手続き案内で入学手続き専用サイトの操作を求められていない場合は、【「入学手続き時」提出書類】と【「入学手続き後」提出書類】の提出のみで申請手続きが完了します。

【申請手続き手順】

- ①入学料を納入せず、以下の【「入学手続き時」提出書類】を入学手続き期間内にその他の入学手続き書類に同封し、入学予定の学部学務係に提出する。
- ②以下の【「入学手続き後」提出書類】を令和7年10月8日（水）までに学務部学生支援課奨学支援係まで郵送により提出する。

【「入学手続き時」提出書類】

1	入学料免除・徴収猶予申請書（別記様式第1号）
2	入学料免除・徴収猶予提出書類確認票

提出期間：入学手続き期間内に限る。

提出方法：その他の入学手続き書類に同封して入学予定の学部学務係に提出してください。

※入学手続き期間は、入試形態等により異なりますので、入学手続き案内で確認してください。

※上記提出書類は、本学ホームページよりダウンロード及び印刷してください。

【「入学手続き後」提出書類】

1	家庭調書
2	「入学料免除・徴収猶予申請必要書類一覧」に記載のある各種証明書類

提出期限：令和7年10月8日（水）まで

提出方法：「3. 問い合わせ先」まで郵送（記録の残る方法（簡易書留、レターパック等））により提出してください。

封筒には、「入学料免除申請書類在中」と赤字で記入してください。

※上記提出書類は、本学ホームページよりダウンロード及び印刷してください。

《令和7年度後期分授業料免除、徴収猶予の申請予定がある場合》

入学料免除及び徴収猶予と併せて、令和7年度後期分授業料免除及び徴収猶予に申請予定である場合、入学料免除・徴収猶予の申請手続きにおける【「入学手続後」提出書類】（家庭調書等）の提出を省略することができますが、授業料免除、徴収猶予申請手続（申請情報入力、申請書類の提出）を所定の期間内に不足なく完了する必要があります。

詳細については、本学ホームページ掲載の「授業料免除及び徴収猶予制度」を必ず確認してください。【特定災害枠】申請希望者は、【特定災害枠】申請者用の内容を確認してください。（※令和7年9月上旬本学ホームページ掲載予定）

【申請手続手順】

- ①入学料を納入せず、以下の【「入学手続時」提出書類】を入学手続期間内にその他の入学手続書類に同封し、入学予定の学部学務係に提出する。
- ②本学ホームページ掲載の「授業料免除及び徴収猶予制度」を確認し、授業料免除、徴収猶予申請手続（申請情報入力、申請書類の提出）を所定の期間内に不足なく完了させる。

【「入学手続時」提出書類】

1	入学料免除・徴収猶予申請書（別記様式第1号）
2	入学料免除・徴収猶予提出書類確認票
3	《令和7年度後期分授業料免除・徴収猶予申請者のみ》授業料免除・徴収猶予申請希望調査票

提出期間：入学手続期間内に限る。

提出方法：その他の入学手続書類に同封して入学予定の学部学務係に提出してください。

※入学手続期間は、入試形態等により異なりますので、入学手続案内で確認してください。

※上記提出書類（希望調査票を除く）は、本学ホームページよりダウンロード及び印刷してください。

【「入学手続後」の必要手続】

本学ホームページ掲載の「授業料免除及び徴収猶予制度」を確認し、授業料免除、徴収猶予申請手続（申請情報入力、申請書類の提出）を所定の期間内に不足なく完了させてください。

（参考：授業料免除、徴収猶予申請手続期間）

○申請情報入力（登録）期間：令和7年10月1日（水）～10月10日（金）（予定）

○申請書類提出期間：令和7年10月14日（火）～10月24日（金）（予定）

（新潟大学ホームページ）

掲載場所：本学ホームページ＞学生生活・就職＞学費・経済支援制度＞学費＞授業料免除及び徴収猶予制度＞令和7年度後期分授業料免除・徴収猶予申請要項

（<https://www.niigata-u.ac.jp/campus/economic/tuition/tuition-exception/>）



2. 結果通知

免除等の結果は、令和7年12月中旬頃に学務情報システムで通知する予定です。不採用または半額免除の場合は、その旨を告知された日から起算して30日以内に、指定された金額の入学料を納入していただきます。また、徴収猶予を許可された者の入学料の納入期限は、令和8年3月10日（火）です。

期限までに納入しない場合は、本学学則の規定により除籍となりますので、本学からの判定結果と入学料納入に係る通知の内容に従って、対応をしてください。

3. 問い合わせ先

〒950-2181 新潟市西区五十嵐2の町8050番地

新潟大学学務部学生支援課奨学支援係（総合教育研究棟A棟1階学生支援課1番窓口）

電話：025-262-6089 E-mail：menjyo@adm.niigata-u.ac.jp

電話及び窓口対応時間：8時30分～17時15分（平日のみ）

本学ホームページにも入学料免除及び徴収猶予関係情報を掲載しています。

<https://www.niigata-u.ac.jp/campus/economic/tuition/admission-exception/>

